再生可能エネルギー地域理解促進業務 企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、宮城県(以下「県」という。)が再生可能エネルギー地域理解促進業務(以下「本業務」という。)を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 募集事項

(1)業務の名称

再生可能エネルギー地域理解促進業務

(2)業務の目的

本県では、「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」を策定し、再生可能エネルギー(以下「再エネ」という。)の導入目標を引き上げ、再エネの最大限導入や、地域と共生した取組の推進等を掲げ、その利用促進を図ることとしているが、再エネの導入に当たっては、地域における再エネについての理解が必要不可欠である。

本業務は、将来の脱炭素社会の担い手となる小学生や、地域の産業を支える重要な役割を果たしている商工会、産業団体等の関係者に対し、再エネの必要性や導入メリット等について理解を深めるイベント等を開催するとともに、広く県民に向けて地上波テレビ放送等のメディアを活用した広報を行い、県民一人一人が再エネについての知識や理解を深めることを目的とする。

(3)業務の内容

別紙仕様書のとおり

(4)委託期間

契約締結日から令和7年3月10日(月)まで

(5)委託料の上限額

金9,999,704円((消費税及び地方消費税の額を含む。)

(6) 留意事項

委託業務の実施に関して、受注候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県との協議の上決定する。また、実際の業務内容や進め方については、逐次県と協議して決定する。

3 企画提案に応募できる要件資格等

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格の規定)に該当する者でないこと。
- (2) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領(令和2年4月1日施行)」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行)の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

- (4) 宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定によるもの)に該当しない者であること。
- (6) 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)に該当しない者であること。
- (7) 宮城県内に本店又は支店を有する者であること。
- (8) 本業務を円滑に履行できる体制が整備できること。

4 企画提案事項

仕様書に記載した事項を踏まえ、次の項目について提案を行うこと。

- (1) 小学生向け再エネ体感イベントの概要
 - イ イベントの行程概要
 - ロ 見学する発電施設の概要
 - ハ 風力発電実験の概要
 - ニ ワークショップの概要
 - ホ 参加者の募集方法の概要
- (2) 広報映像の制作及び地上波テレビ放送を活用した効果的な情報発信の概要
 - イ 制作・放送する映像の概要
 - ロ 映像の製作本数、放送回数、放送時間(尺)、放送時期、放送時間帯の予定及び想定される視 聴率(放送予定枠の平均視聴率等)
- (3) 地域プレイヤー向けバスツアーの概要
 - イ ツアーの行程の概要
 - ロ 見学する発電施設の概要(地域貢献策に関する説明を含む)
 - ハ 地元関係者の講話の概要
 - ニ ワークショップの概要
 - ホ 参加者の募集方法の概要
- (4) その他、本業務の目的を達成するために実施する事項

5 応募手続

次のとおり企画提案書及び関係書類(以下「企画提案書等」という。)を提出すること。

- (1) 企画提案書作成等に関する質問の受付
 - イ 受付期限

令和6年5月14日(火)午後5時まで

口 提出方法

質問書(様式第3号)を用いて、電子メールにより提出すること。

ハ 提出先

jienec@pref.miyagi.lg.jp

(宮城県環境生活部次世代エネルギー室 地域共生推進班)

二 留意事項

電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付けない。

ホ 回答方法

質問に対する回答は令和6年5月20日(月)午後5時までに宮城県次世代エネルギー室ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は、当該質問者のみに回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

(2) 参加申込書の提出

イ 提出期限

令和6年5月24日(金)午後5時まで

口 提出方法

電子メール

ハ 提出先

jienec@pref.miyagi.lg.jp

(宮城県環境生活部次世代エネルギー室 地域共生推進班)

- ニ 提出書類
- (イ) 企画提案参加申込書(様式第1号)
- (ロ) 企画提案応募条件に係る宣誓書(様式第2号)
- ホ 留意事項

参加申込書の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

- (3) 企画提案書の提出
 - イ 提出期限

令和6年5月30日(木)正午まで

口 提出方法

電子メール

ハ 提出先

jienec@pref.miyagi.lg.jp

(宮城県環境生活部次世代エネルギー室 地域共生推進班)

二 提出書類

企画提案書(任意様式)

次の(イ)及び(ロ)を含む構成とし、パワーポイント又はワード形式で提出すること。なお、表紙を付け、提案事業者の名称(法人の場合はその名称)を記載するとともに、スライド又はページの通し番号を記載すること。ただし、(イ)についてのスライド(ページ)の数は合計20枚以内(表紙を除く。)に収めること。

(イ) 業務の内容について

4の企画提案事項について記載したもの

- (ロ)業務遂行の実現性について
 - a 業務遂行体制図 (再委託の有無及び予定を含む)

b 過去の類似業務の実績

官民を問わず、これまでに実施した類似業務がある場合には、その概要が分かる資料を 提出すること。また、過去2年以内に国や地方公共団体から受注した類似業務の実績があ れば、併せて提出すること。

c 業務工程表

d 事業経費見積書(経費参考内訳書)

仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように 記載した事業経費見積書を添付すること。また、消費税及び地方消費税の金額を算出し、合 計金額を記載すること。

(4) 提出後の変更

提出された書類について、提出後の差し替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類は一切返却しない。

(5) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書は無効とする。

- イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明で ある場合
- ロ 本募集要領に従っていない場合
- ハ 下記6に示すプレゼンテーション審査に参加しなかった場合
- ニ 同一の団体等が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- ホ 企画提案に関する手続きの公正な執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団 体等が提出した場合
- へ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗)、第93条(心裡留保)、第94条(虚 偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

(6) その他

- イ 企画提案書を提出した場合は、下記9で示す問い合わせ先に電話連絡を行うこと。
- ロ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式第4号)を提出すること。
- ハ 提出された書類の差替え、変更及び取消は一切認めない。
- ニ 取下願の提出があった場合も、既に提出された書類は返却しない。
- ホ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。
- へ この企画提案の応募に係る全ての費用は、企画提案者の負担とする。
- ト 提出された企画提案書等は、情報公開条例その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。

6 審査方法

県は、企画提案者の中から本業務の受託者を選定するため、次のとおり選定委員会を開催し、企画 提案書の書類審査を実施する。

審査は、事前に提出された企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションを基に、あらかじめ定

めた審査基準により審査を行い、各委員の評価点の平均が60点以上の事業提案者の中から、評価点の合計が最高の提案者を委託先候補者として選定する。同点の提案者が複数いる場合は、提出された見積書の金額が最も少額である者を委託先候補者として選定する。なお、同点の提案者が複数いる場合は、委員間の協議により、委託先候補者を選定する。企画提案者が1者であった場合もプレゼンテーションを実施し、選定委員会で協議の上、委託先候補者として選定するか否かを決定する。

提案者が4者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち(5)のとおり企画提案書類の一次審査を実施する。

- (1) 開催日時 令和6年6月5日(水)
- (2) 開催場所 宮城県庁内会議室(予定)
- (3)審査方法
 - イ 出席者は、1提案につき3名以内とする。
 - ロ 1提案者当たりの持ち時間は、プレゼンテーション及び選定委員との質疑応答を合わせて2 5分以内(説明15分以内、質疑応答10分以内)とし、県が後日指定する時間割により事業 者ごとに個別に行うものとする。
 - ハ 社会情勢等により参集が困難となった場合は、書面審査又はその他の形式により選定を行う。 なお、この場合、実施方法については別途通知する。

(4)審査内容

審査項目及び評価の内容は、次のとおりとする。

項目	評価内容	
1 業務の内容について【80点】		
小学生親子向け イベント (25点)	小学生の受け入れ態勢が整備された発電施設 (見学先) が選定されているか。	
	(5 点)	
	○発電の仕組みの理解等に資する実験内容となっているか。	
	○小学生が再エネを自分事として考える契機となるような、再エネへの興	
	味・関心を高めるワークショップの内容となっているか。	
	○小学生が主体的に楽しめる工夫がなされているか。 (15 点)	
	参加者の募集方法は効果的なものとなっているか。(5点)	
映像制作	幅広い世代の視聴者向けに再エネについての理解を促進する映像の内容とな	
	っているか。(15 点)	
情報発信(25点)	再エネの理解の促進を図るため、より多くの県民の目に触れるような映像の	
	製作本数、放送回数、放送時間(尺)、放送時期、放送時間帯が提案されてい	
	るか。(10 点)	
	再エネの地域共生に対する理解の促進に資する発電事業者 (見学先)、地元関	
地域プレイヤー	係者が選定されているか。(10点)	
向けツアー	再エネの地域共生に対する理解の促進に資するワークショップの内容となっ	
(25点)	ているか。(10 点)	
	参加者の募集方法は効果的なものとなっているか。(5点)	

その他	仕様書の内容以外に提案された事項が目的に資する効果的なものとなっているか。(5点)
2 業務遂行の実現性について【20点】	
体制	事業を実施する体制が整っているか。(5点)
過去の実績	類似事業実績を有するなどの業務経験を有しているか。(5点)
工程	無理なく業務を遂行できるスケジュールとなっているか。(5点)
経費	必要な経費を適切に計上しているか。(5点)
	【合計 100 点】

(5)一次審査(書面審査)

イ 実施日

令和6年5月31日(金)

口 審査方法

企画提案書について業者選定評価項目及び配点表(評価項目及び評価内容)に基づき審査の 上、上位4者を選定する。採点評価・順位付けは、企画提案書及びプレゼンテーションに基づ く審査における選定方法に準ずる。

ハ 一次審査結果の通知

全ての提案者に対し、令和6年6月3日(月)に選定結果を通知する。また、上位4者に対してはプレゼンテーション審査日程をあわせて通知する。なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての提案者に対しプレゼンテーション審査日程を書面にて通知する。

(6) プレゼンテーション審査による選定結果の公表

イ 選定結果については、各提案者に書面で通知するとともに、各提案者の名称や評価点等を公 表する。公表に当たっては、選定された受注候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう に配慮する。

ロ 審査内容及び審査結果に対する問合せには応じないものとし、審査結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けないものとする。

7 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

(1)受注者の決定

選定委員会において決定した受注候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により受注候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受注者とする。

(2) 契約書の作成

県と受注者で協議した上で契約書を作成する。

(3) その他契約に関する事項

契約時における仕様書は、別紙「仕様書」に記載されている事項を基本とするが、県と受注者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

8 スケジュール

(2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 令和6年5月14日(火)午後5時

(3) 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 令和6年5月20日(月)午後5時

(6) 一次審査(提案者が5者以上の場合) 令和6年5月31日(金)

(7) 一次審査の結果(提案者が5者以上の場合)及び

プレゼンテーション審査の日程通知 令和6年6月3日(月)

(8) プレゼンテーション審査の開催 令和6年6月5日(水)

(9) プレゼンテーション審査結果の通知 令和6年6月中旬頃 予定

(10) 契約締結 令和6年6月下旬頃 予定

9 問い合わせ先

宮城県環境生活部次世代エネルギー室 地域共生推進班 13階北側

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL 022-211-2332

FAX 022-211-2669

MAIL jienec@pref.miyagi.lg.jp